

東京都森林組合連合会ほか1団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

ア 東京都森林組合

東京都森林組合は、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく法人（平成14年4月に多摩地域6森林組合を合併して新たに新法人として設立された）で、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として主に次の事業を行っている。

(ア) 森林の整備、森林経営の指導、施業計画制度の普及、情報提供

(イ) 林産物等の加工・販売、林業資材、種苗等の購買

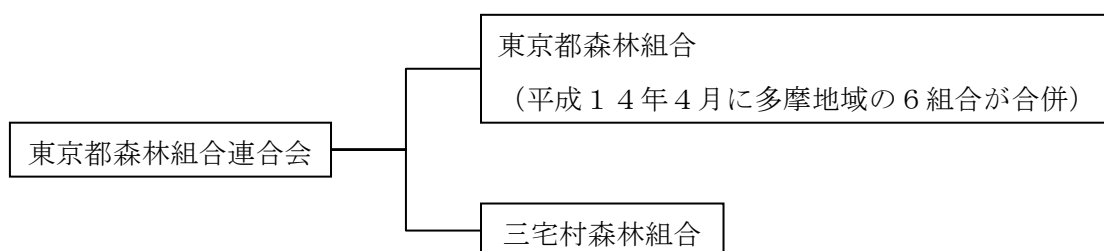
イ 東京都森林組合連合会

東京都森林組合連合会は、森林組合法に基づく法人（旧森林法に基づき、昭和16年11月に設立されている）で、会員が協同してその事業の振興を図り、もって当該連合会を直接又は間接に構成する者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として主に次の事業を行っている。

(ア) 森林組合、林業技術の向上、森林組合の管理運営等に関する指導

(イ) 種苗の採取・育成、林業施業の共同化、林産物等の加工・販売

[東京都森林組合と東京都森林組合連合会との関係]



(2) 都との関係

都は、各団体が行う表1の事業に対し補助金を交付している。

(表1) 補助事業及び補助金交付額等

(単位：千円)

補助対象 団 体	補 助 事 業 名 (補助要綱名)	補助対象交付額		補助率
		平成14年度	平成15年度	負担割合
東京都森林組合	公的森林整備事業 (東京都森林整備補助事業実施要領)	3,210	1,287	7/10, 5/10 以内 国 3/10 都 4/10 又は 2/10
	流域公益保全林整備事業 (東京都森林整備補助事業実施要領)	24,686	22,918	7/10, 4/10 以内 国 3/10 都 4/10 又は 1/10
	流域循環資源林整備事業 (東京都森林整備補助事業実施要領)	47,606	53,172	7/10, 4/10 以内 国 3/10 都 4/10 又は 1/10
	一般造林事業 (東京都森林整備補助事業実施要領)	120,983	88,458	7/10, 4/10 以内 都単
	間伐材利用促進出荷事業 (間伐材利用促進出荷事業実施要綱)	—	1,372	7/10 以内 都単
	計	196,485	167,207	
東京都森林組合連合会	間伐材利用促進出荷事業 (間伐材利用促進出荷事業費補助金交付要綱) ※1	11,421	273	7/10, 20/1000 以内 都単
	木材利用普及啓発強化地方推進事業 (木材利用普及啓発強化地方推進事業費補助金交付要綱)	120	112	3/4 以内 国 1/2 都 1/4
	森林組合育成強化事業 (東京都森林組合育成強化事業費補助金交付要綱)	3,064	2,722	1/2 以内 都単
	林業労働力対策事業 (林業労働力対策事業費補助金交付要綱)	441	344	10/10 以内 国 1/2 都 1/2
	森林病虫害等防除事業 (東京都森林病虫害等防除事業補助金交付要綱)	264	—	3/4 以内 国 1/2 都 1/4
	計	15,310	3,451	

※1 間伐材利用促進出荷事業は、平成15年度に間伐促進共同出荷事業から名称を変更した

2 組 織

各団体の組織は表2のとおりである。

(表2) 団体の所在地、会員等の数及び役職員数一覧 (平成15年3月31日現在)

団 体 名	事 務 所 の 地 所 在 地	会員等の数	役 職 員 数(名)					
			組合長 (会長)	副組合長 (副会長)	専 務 理 事	理 事	監 事	職 員
東京都森林組合	西多摩郡日の出町 大久野7852	2,951名	1	2	1	16	3	33
東京都森林組合連合会	あきる野市館谷 223-10	2団体	1	1	1	5	2	1

第2 監査の範囲及び実施期間

1 監査の範囲

平成14年度及び平成15年度の補助事業について実施した。

2 実施監査期間

(1) 産業労働局 平成16年10月1日

(2) 団 体

ア 東京森林組合 平成16年10月4日

イ 東京森林組合連合会 平成16年10月5日

第3 監査の結果

1 事業実績について

各団体の平成14年度及び平成15年度における補助事業の主な実績は、表3及び表4のとおりであり、別項指摘を除き、事業は目的に沿って適正に執行されている。

(表3) 東京都森林組合の補助に係る実績

事業名	目的	事業内容	平成14年度	平成15年度
公的森林整備事業	森林所有者等による整備が進みがたい森林について、分収林を対象に実施する森林施業に対する補助	造林 (植栽、下刈、枝打)	7件 8.48ha	3件 3.3ha
		間伐	2件 3.1ha	1件 2.7ha
流域公益保全林整備事業	流域における山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業に対する補助	造林 (植栽、下刈、枝打)	47件 50.17ha	48件 49.8ha
		間伐	7件 38.33ha	36件 44.6ha
流域循環資源林整備事業	流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業に対する補助	造林 (植栽、下刈、枝打)	87件 44.19ha	70件 42.7ha
		間伐	61件 118.55ha	94件 138ha
一般造林事業	上記3事業を全て対象とし、国の条件以外を補助する都の単独事業	造林 (植栽、下刈、枝打)	78件 33.55ha	99件 29.3ha
		間伐	181件 346ha	196件 270.9ha
計		造林 (植栽、下刈、枝打)	219件 136.39ha	220件 125.1ha
		間伐	251件 505.98ha	327件 456.2ha
間伐材利用促進出荷事業		間伐材の出荷	—————	3件 171.3m ³

(表4) 東京都森林組合連合会の補助に係る実績

事業名	事業内容	平成14年度	平成15年度
間伐促進共同出荷事業	間伐材の出荷量 東京都森林組合ほか	1,299.45m ³ 30件	—————
	出荷事業推進事務費	間伐材の確認、検査	間伐材の確認、検査
木材利用普及啓発強化 地方推進事業	森林体験学習会の開催	年1回開催	年1回開催
	参加人数	36名	55名
東京都森林組合育成強化事業	不在村者への啓発活動	八王子市外5市町村 360件	—————
	不在村者の動向調査	動向調査委託 1件	—————
	林業者啓発活動	林業者研修	製材加工研修 林業者会計研修
	研修回数及び出席者	1回 出席者 14名	各1回 出席者 15名 及び25名
	森林認証制度事例調査	—————	他県調査委託 (高知、群馬、山口)
	間伐材利用推進活動	—————	新聞・雑誌掲載による 間伐材利用、購入PR
	森林組合指導員等の設置	2名	2名
林業労働力対策事業	流域林業活性化推進	流域林業活性化協議会 の開催 1回 出席者 14名 多摩産材の認証制度 導入の検討	流域林業活性化協議会 の開催 1回 出席者 11名 多摩木材センターの原 木入荷量、価格調査 (月2回、年24回)
森林病虫害等防除事業	森林病虫害等防除推進員 の養成研修	八丈町 1回 出席者 11名 神津島村 1回 出席者 12名	—————

2 指摘事項

(1) 局

ア 基金による助成事業の仕組みを抜本的に見直すべきもの。

東京都森林組合連合会(以下「都森連」という。)は、局から林業従事者の福利厚生制度を充実するため、補助金の交付を受け、基金(1億円:昭和56年~昭和61年)を造成し、基金から生じる果実により、福利厚生事業(以下「助成事業」という。)を行っている。

基金の出資の内訳は、東京都補助金が5,000万円、市町村補助金として奥多摩町ほか7市町村が3,200万円、団体負担金として市町単位森林組合ほか3団体が1,800万円となっている。

ところで、この基金は、東京都林業従事者福利厚生基金事業実施要領(昭和57年56労経農林第1292号)によると、助成事業に要する経費は基金から生じる運用益をもって充てるものとし、その総額は運用益の範囲内とし、取崩しを行わないものとされている。

また、都森連は貸借対照表に固定資産の福利厚生基金、固定負債の基金預り金勘定として計上しており、基金事業終了時はそれぞれの出資団体に、基金の造成に要した補助金に相当する額を返還することとなっている。

しかしながら、上記基金の運用益について過去10年間の実績は表1のとおりで、毎年急減し、平成15年度はわずか2万円にすぎない。

このため同要領に定める、助成事業は表2のとおり「1 林業従事者の作業服等の衣料の貸与事業」他6事業となっているが、平成15年度の実施状況は運用益の減少に伴い1の衣料の貸与事業しか行われておらず、基金が有効に活用されていないことが認められる。

局は、有効性が失われている基金による助成事業の仕組みを抜本的に見直しされたい。

(表5) 基金による運用益の過去10年間での実績

(単位：千円)

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運用益	2,676	2,352	1,040	791	504	336	188	112	31	20

(表6) 基金による助成事業一覧

1	林業従事者の作業服等の衣料の貸与事業
2	林業従事者の住宅資金借入金の利子補給等の住宅対策事業
3	林業従事者の保養所等の利用者への助成等の保健休養対策事業
4	林業従事者の永年勤続者等の報償奨励事業
5	林業従事者の技術の習得等の研修、教育の助成事業
6	林業従事者の高齢者に対する事業
7	その他林業従事者福利厚生にかかわる事業

(産業労働局)

イ 補助対象事業費の提出を求めるべきもの

局は、民有林における森林整備（造林・間伐事業）にかかる補助事業を、東京都森林整備補助事業実施要領(平成14年4月1日付14産労農林第470号)等により実施している。この実施要領によれば、補助金額の算出方法は、次のとおりとなっている。

$$\text{補助金額} = \text{標準単価} \times \text{事業量} \times \text{査定係数} \times \text{補助率}$$

(注) 標準単価とは、事業内容ごとに局が定める事業単価で、現行の標準単価は平成13年度に、局が実態調査して決定した。

(注) 査定係数とは、事業別に政策的な重み付けを行い、加算・減算するものである。

ところで、東京都森林組合に対するこの補助事業を見たところ、査定係数がかかなりの高率で、実質の補助率（査定係数×補助率）は最大で100分の98となっている。このため、的確に補助対象事業費を把握していない場合、補助対象事業費を超える補助金を交付する可能性もあることから、補助事業者から補助対象事業費を報告させるなどにより、補助対象事業費の把握に努めるべきである。

(産業労働局)